

2015(平成27)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

憲法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

〔設問〕

20××年、国内において同時爆弾テロ行為が勃発し、同時爆弾テロ行為を行う組織（以下、「同時爆弾テロ組織」という。）が存在すること、同時爆弾テロ組織の構成員には新興宗教であるA教の信者が多いことが明らかになった。A教の教義自体は同時爆弾テロ行為にはふれていないし、A教の信者のなかには同時爆弾テロ行為に眉をひそめる者もいたが、「A教と同時爆弾テロ組織とは関連がある」とする言説が出回った。

翌年、同時爆弾テロ組織に関して警察庁が作成した文書（以下、「本件文書」という。）のデータがインターネット上に流出し、誰にも入手可能な状態になっていることが発覚した。本件文書は、警察庁が同時爆弾テロ行為の発生を未然に防止するために行ってきた情報収集活動を通じて集められた情報を整理して作成されたものである。そこには、国内のA教信者と思われる者について、住所、氏名、生年月日、顔写真、電話番号、身体的特徴、A教の儀式への参加状況が記されていた（以下、これらを「本件個人情報」という。）。そして、情報収集活動の対象となった者には、自らの情報が収集されていたことは知らされていないかった。

本件個人情報を警察庁が収集したことの憲法上の問題点について論じなさい。なお、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」や個人情報保護にかかわる法律・条例については考慮しなくてよい。

以上

余白

余白